

# 彦根市 表現ガイドライン

---

男女共同参画の視点から  
考える表現ガイドライン

令和4年3月

# はじめに

---

国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

すべての人が性別にかかわらず、互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、持続可能な社会の発展に必要不可欠です。

本市においても、男女共同参画社会の実現をめざし、2001年に「男女共同参画計画ひこねかがやきプラン」を策定し、2002年には「男女共同参画を推進する彦根市条例」を施行し、さまざまな施策を推進してきました。

しかし、今なお社会のさまざまな場面で固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。2022年に策定の「ひこねかがやきプランⅢ」では、より実感できる男女共同参画社会の実現をめざします。

## 1.趣旨

---

行政の発信する情報は、公共性が高く、市民の皆さまの意識に大きな影響を与えるため、市民の皆さまの共感を得つつ、信頼できるものでなくてはなりません。

彦根市が発行する広報物（表現・イラスト等）において、固定的な性別役割をイメージする表現等を防ぎ、固定観念に捉われない多様な人々を尊重する表現の推進のための指針とします。

## 2.彦根市男女共同参画計画

### 「ひこねかがやきプランⅢ」との連携

---

「ひこねかがやきプランⅢ」の各種取組を進めることで、多様性を尊重した男女共同参画社会の実現をめざします。

#### 《基本理念》

性別にかかわらず、社会のあらゆる場で、誰もが互いの個性を尊重し、社会に対する責任を共に担い、共に支え合う男女共同参画社会を実現する。

#### 《めざす将来像》

自分らしく あなたらしく 共に認め 共に担い  
一人ひとりの輝きがみえるまち ひこね

《計画期間》 令和4年4月1日～令和16年3月31日

《関連施策》 通し番号63 表現ガイドラインの活用

### 3.対象

---

市が作成、発行する広報物に使用されるすべての表現が対象です。冊子、チラシ、ポスター、リーフレット、ホームページ、SNS、写真、動画等の他、指定管理者が作成する広報物を含みます。

また、会議等での発言、電話や窓口等での市民の皆さまへの対応などにおいても参考にしてください。

### 4.お願い・注意事項

---

本ガイドラインは、特定の表現を禁じたり、言い換えを強制したりするものではありません。また、望ましい表現・言い換え表現も一つではありません。

法的に言い換えができない言葉もあります。あえてその表現を使用する場合は、その表現について、説明できるようにしておきましょう。

情報の受け手の多様性を意識し、より適切に本来の意図すべき事柄が伝わるよう、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立ち、どのような表現がなぜ問題なのか、どのような表現がより望ましいのか、考えるきっかけにしてください。

## 5.男女共同参画社会とは

---

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

## 6.アンコンシャス・バイアスとは

---

「無意識の根拠のない思い込みや偏見」と言われ、過去の経験や見聞きしたことから、自分の物の見方だけで人の能力や仕事のやり方を決めつけてしまうようなこと。自分自身が気づいていない物の見方や受け取り方、捉え方のゆがみ・偏りをいう。（unconscious bias）

## 7. 考えてみよう その表現

### (1) 男女いずれかに偏った表現になっていませんか？

内容が男女双方に関わるにもかかわらず、どちらかの性別に偏った表現になっていませんか？ どちらかが想定されていないかのような表現は、伝えるべき人に正しく伝わりません。



女性にも男性にも伝わりますか？



男女が登場していますか？

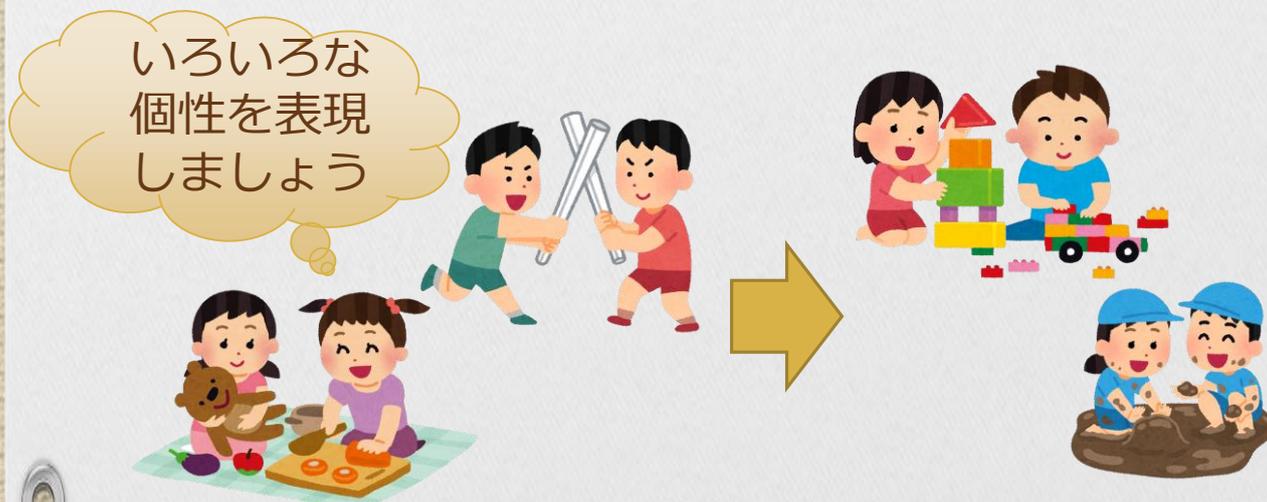


## 7. 考えてみよう その表現

### (2) 性別によってイメージを固定化した表現になっていませんか？

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担を強調したり、性別で職業を分ける表現になっていたりしませんか？男女が仕事や家事・育児で協力し、様々な職業に就いている多様な在り方を反映する表現に努めましょう。

好みや行動は人それぞれです。多様な現実を反映し、男女それぞれを幅広いイメージで表現しましょう。



## 7. 考えてみよう その表現

### (3) 男女を対等な関係で描いていますか？

性別による上下関係はありません。常に男性を中心的な存在、指導者的な立場、守る側として、女性を周辺の存在、従属者的な立場、守られる側として描かず、男女は対等で、地位や立場も様々であることを示す表現を心がけましょう。

男性がいつも  
リーダーで  
しょうか？



被害者はい  
つも女性で  
しょうか？



男性が被害者になる  
こともあります  
誰もが守る側・守ら  
れる側になりえます



## 7. 考えてみよう その表現

### (4) 男女で異なった表現を使っていませんか？

職業や地位に触れるときに、女性の場合だけ性別を冠するのは、女性を例外的に扱い、平等な扱いとは受け取られないことがあります。性別への言及が敢えて必要なのか考えましょう。

性に特有な表現は必要でしょうか？

女社長→社長

「女性」をかぶせる必要はありますか？

男女の呼称の区別は必要でしょうか？

女だてらに→男だてらに？  
男勝り→女勝り？  
「対になる表現があるか」が性に特有な表現かを判断する一つの目安になります。

男性「(氏)君」  
女性「(名)ちゃん」  
→ 男女共通「(氏)さん」  
男性と女性で呼称・敬称を区別する必要性を考えましょう。

## 7.考えてみよう その表現

### (5)女性をむやみに“アイキャッチャー”にしていますか？

内容とは無関係に、単に目を引くためや親しみやすさを持たせるために女性を起用していませんか。女性を飾り物として扱っていると受け取られることにつながります。伝えるべき内容が十分に反映された表現になるよう気を付けましょう。

女性を飾り物として扱っていませんか？



交通安全週間



交通安全週間

#### アイキャッチャー

見るものの目を引きつけるために意図的につくられるもの  
広報内容に関係なく、女性の身体の一部または全部を登場させることは、女性を物のように扱っているという印象を与えます。逆の場合も同様のことが言えます。

## 8.チェックリスト

	まず始めに確認しましょう	チェック欄
!	伝えたい内容は何ですか。 (制度・行政サービス・募集など)	
!	伝えたい対象は誰ですか。 (市民全体・特定の属性など)	
!	何を強調したいですか。 (伝えたいことのポイントなど)	

	チェックポイント	チェック欄
	男女双方が想定された表現になっていますか。	
	女性と男性がバランスよく登場していますか。	
	男女を固定的なイメージで描いていませんか。	
	多様なタイプの男女が描かれていますか。	
	男女に、主従、上下、強弱の関係があるように描いていませんか。	
	男女で異なる表現、いずれかに特有な表現をしていませんか。	